

(定義)

第1条 この規則で「法」とは旅館業法(昭和23年法律第138号)を、「省令」とは旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)、「条例」とは旅館業法施行条例(昭和33年長崎県条例第7号)をいう。

(水質基準等)

第2条 条例第3条第1項第4号ア及び第4条第4号ア(浴槽水に係るものを除く。)に規定する規則で定める基準は、次の表の区分の欄に掲げる事項について同表の検査方法の欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の基準の欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、同欄に規定する基準によることが困難で、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと知事が認めるときは、同表の1の項から4の項までに規定する基準の全部又は一部を適用しないことができる。

	区分	基準	検査方法
1	色度	5度以下であること	比色法又は透過光測定法
2	濁度	2度以下であること	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
3	pH値	5.8以上8.6以下であること	ガラス電極法
4	有機物(全有機炭素(TOC)の量)又は過マンガン酸カリウム消費量	有機物(全有機炭素(TOC)の量)が3mg/L以下又は過マンガン酸カリウム消費量が10mg/L以下であること	全有機炭素計測定法又は滴定法
5	大腸菌	検出されないこと	特定酵素基質培地法

6	レジオネラ属菌	検出されないこと（10 c f u / 100m L 未満）	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法
---	---------	--------------------------------	----------------

2 条例第4条第4号ア（浴槽水に係るものに限る。）に規定する規則で定める基準は、次の表の区分の欄に掲げる事項について同表の検査方法の欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の基準の欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、同欄に規定する基準によることが困難で、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと知事が認めるときは、同表の1の項又は2の項に規定する基準のいずれか又は双方を適用しないことができる。

	区分	基準	検査方法
1	濁度	5度以下であること	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
2	有機物（全有機炭素（T O C）の量）又は過マンガン酸カリウム消費量	有機物（全有機炭素（T O C）の量）が8 m g / L 以下又は過マンガン酸カリウム消費量が25 m g / L 以下であること	全有機炭素計測定法又は滴定法
3	大腸菌群	1個 / m L 以下であること	略
4	レジオネラ属菌	検出されないこと（10 c f u / 100m L 未満）	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法

（営業許可の申請）

第3条 省令第1条第1項に規定する申請書は、旅館業営業許可申請書（様式第1号）によるものとする。

（営業許可証の交付等）

第4条 知事は、旅館業の営業の許可をしたときは、旅館業営業許可証（様式第2号）を交付するものとする。

2 営業者は、営業許可証をき損し、又は紛失したときは、旅館業営業許可証再交付申請書（様式第3号）により、営業許可証の再交付を申請することができる。

（合併又は分割による地位の承継）

第5条 省令第2条第1項に規定する申請書は、旅館業営業承継（合併）承認申請書（様式第4号）又は旅館業営業承継（分割）承認申請書（様式第4号の2）によるものとする。

2 知事は、前項の申請書を受理し、承認することが適当と認めるときは、旅館業営業承継（合併）承認書（様式第5号）又は旅館業営業承継（分割）承認書（様式第5号の2）を申請者に交付するものとする。

（相続による地位の承継の承認申請）

第6条 省令第3条第1項に規定する申請書は、旅館業営業承継（相続）承認申請書（様式第6号）によるものとする。

2 省令第3条第2項第2号に規定する同意書は、旅館業営業者相続同意証明書（様式第7号）によるものとする。

3 知事は、第1項の申請書を受理し、承認することが適当と認めるときは、旅館業営業承継（相続）承認書（様式第8号）を申請者に交付するものとする。

（変更等の届出）

第7条 省令第4条の規定による届出は、それぞれ次の各号に定める届出書によるものとする。

（1）第3条、第5条第1項及び前条第1項の申請書に記載した事項を変更したとき 旅館業営業許可・承継承認申請記載事項変更届（様式第9号）

（2）営業の全部又は一部を停止したとき 旅館業営業停止届（様式第10号）

（3）営業の全部又は一部を廃止したとき 旅館業営業廃止届（様式第11号）

（営業者の遵守事項）

第8条 営業者は、第4条第1項の規定により交付された営業許可証を客の見やすい場所に掲示しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に知事が交付した旅館業の営業の許可証は、第4条第1項の規定により交付された営業許可証とみなす。

附 則（平成13年規則第41号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年規則第17号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第2条を次のように改める改正規定は、平成15年10月1日から施行する

附 則（令和3年規則第60号）

この規則は、公布の日から施行する。